

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規則	
○宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	35
告示	
○道路の供用の開始..... (道路課)	38
道立釧路水産試験場告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	38

規 則

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第150号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第18条」を「第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

第3条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第3条の2中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第4条の見出し中「又は変更」を「等」に改め、同条第1項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第8条第1項本文の許可を受けた造成主は、当該工事の完了前に、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を別記第2号様式により、支庁長に届けなければならない。

第4条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

（変更の許可等）

第5条 法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記第3号様式の変更許可申請書の正本及び副本を支庁長に提出しなければならない。この場合において、当該工事を施工す

る土地のうち新たに工事を行う土地の登記事項証明書及びその土地が他人の所有に係るものであるときにあっては、別記第8号様式による当該土地の所有者の承諾書を添付しなければならない。

2 法第12条第2項の規定による届出は、別記第3号様式の2により支庁長に届け出なければならない。

第6条中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第7条中「第18条各号」を「第17条各号」に改める。

第7条の2中「がけ面」を「^{がけ}崖面」に改める。

第8条第2項中「がけ」を「崖」に改める。

第9条の2中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「第27条」を「第29条」に改め、同条第1号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第11条の見出し中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同条中「第28条」を「第30条」に改める。

第12条中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、「別表68の項」の次に「及び68の2の項」を加える。

別記第1号様式その3（表面）中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、「平成」を削り、同様式その3（裏面）中「第17条」を「第18条」に改め、「第13条第1項」の次に「第14条第1項」を加える。

別記第2号様式から別記第3号様式の2までを次のように改める。

別記第2号様式（第4条関係）

<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 宅地造成工事 中止 再開 廃止 </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">（ ）</div> <div style="text-align: center;">届</div> </div>
年 月 日
支庁長 様
造成主 住所
電話
氏 名 ㊟
宅地造成工事の施行を（中止・再開・廃止）するので、宅地造成等規制法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
宅地の住所及び地番	
(中止 再開) の理由	
(中止 再開) の年月日等	中止期間 年 月 日から 年 月 日まで
	再開に係る 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
	廃止年月日 年 月 日
(中止 廃止)時の工事状況 及び防災措置	
備	
考	

別記第3号様式(第5条関係)

正

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定により変更許可を申請 します。	手数料欄
年 月 日 支庁長 様	
申請者 氏名	㊞
1 造成主住所氏名	
2 宅地の所在及び地番	
3 宅地の面積	平方メートル

4 変更造成面積	平方メートル								
区分	許可の内容				変更の内容				
ア 切土又は盛土を する土地の面積	平方メートル				平方メートル				
5 イ 切土又は 盛土の土量	切土	立方メートル				立方メートル			
	盛土	立方メートル				立方メートル			
工 事 の 概 要	ウ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル			メートル	メートル
エ 排水施設	番号	種別	内法寸法	延長	番号	種別	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル			センチ メートル	メートル	
オ 崖面の保護の方法									
カ 工事中の危害防 止のための措置									
キ その他の措置									
ク 工程の概要									
6 宅地造成工事許可番 号	年 月 日 第 号								
7 変更の理由									
8 その他必要な事項									
受付欄	決裁欄			変更許可に当たっ て付した条件		変更の許可番号欄			
年 月 日						年 月 日			
第 号						第 号			

係員印

係員印

副

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

変更許可番号 第 号
年 月 日

支庁長

条件

- 1 造成主住所氏名
- 2 宅地の所在及び地番
- 3 宅地の面積 平方メートル
- 4 変更造成面積 平方メートル

区 分		許 可 の 内 容				変 更 の 内 容				
5	ア 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル				平方メートル				
	イ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル				立方メートル			
		盛土	立方メートル				立方メートル			
工 事	ウ 擁 壁	番号	構造	高 さ	延 長	番号	構造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル			メートル	メートル	
の	エ 排水施設	番号	種別	内法寸法	延 長	番号	種別	内法寸法	延 長	
				センチメートル	メートル			センチメートル	メートル	

概							
要	オ 崖面の保護の方法						
	カ 工事中の危害防止のための措置						
	キ その他の措置						
	ク 工程の概要						
6	宅地造成工事許可番号			年 月 日		第 号	
7	変 更 の 理 由						
8	その他必要な事項						

- 注 1 印のある欄は記入しないでください。
- 2 4欄は、切土又は盛土（以下「切土等」という。）をする土地のうち、設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積を記入してください。
- 3 8欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。
- 4 申請者又は造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 5 申請者の氏名の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第3号様式の2（第5条関係）

宅 地 造 成 工 事 変 更 届

年 月 日

支庁長 様

造成主 住 所
氏 名

氏 名

宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び番号

年 月 日 第 号

変更しようとする日		年 月 日	
変 更 事 項	区 分	変 更 前	変 更 後
	造 成 主		
	設 計 者		
	工 事 施 工 者		
	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		
	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日		
	そ の 他		

別記第6号様式中「内のり」を「内法」に、「がけ面」を「崖面」に改める。

別記第9号様式中「宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付請求書」を「宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付請求書」に改め、同項の(2)を次のように改める。

第8条第1項又は第12条第1項の「北海道知事様」を「支庁長様」に、「第28条」を「第30条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「別表第1の11の項(16)」を「別表第1の11の項(18)」に改め、同項の(2)を次のように改める。

- (2) 規則第4条第2項の規定による工事の完了前における工事の中止等の届出の受理

第2条の表4の項中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、(6)から(8)までを(4)から(6)までとする。

告 示

北海道告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 三岩日高線	沙流郡日高町若葉町2丁目105番1地先から 沙流郡日高町本町西1丁目106番1地先まで	平成18.10.31

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年10月31日

北海道立釧路水産試験場長 北口 孝 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船北辰丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成19年2月5日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数250トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特殊上架台及び斜路)を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

電話番号 0154-23-6221

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年10月31日から11月13日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号
北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立釧路水産試験場企画総務部

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場会議室（送付等による場合は、郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場企画総務部）

(2) 入札日時 平成18年12月11日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量400グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 所在地 郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Fishery research vessel HOKUSHIN-MARU Repair Service 1 Set.

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 11, 2006.

C Contact : Division of General Administration, Hokkaido Kushiro Fisheries

Experimental Station, 6-Gou, 2-Ban, Hamachou, Kushiro, Hokkaido 085-0024 Japan.

Phone : 0154-23-6221

